

## 体験王国いばらき割 事業交付要領

(趣旨)

第1条 観光庁の地域観光事業支援の補助事業を活用して、予算の範囲内で宿泊代金等の割引を支援することで、観光需要の喚起を図る事業とする。

2. 前項の支援金交付に係る事務は、茨城県から支援事業を委託された「体験王国いばらき割」事業事務局（以下「事務局」という。）が行うこととする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象となる宿泊事業者（以下「事業者」という。）は、当事業であることを明らかにするため、本来の宿泊料金（以下「宿泊代金」という。）及び支援を受けた後の販売額と併せ、割引額を明示するものとする。

2. 事業者は次に掲げる者のうち県と事務局が協議の上選定した者で国内金融機関口座を持つ者に限る

(1) 宿泊事業者

以下の条件を満たすものとする。

1. 茨城県内で事業を営むもので、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者を除く。

2. 申込受付時またはチェックイン時に、身分証等を確認できる仕組みがあるもの。（コピーは預かる必要はありません。目視のみの確認で可）

3. 感染が拡大した場合に本事業を停止することに同意できること。

4. 支援の対象となる商品は、宿泊利用者が宿泊事業者に直接申し込み・支払精算を行ったものに加えて、事業者が認めたものとする。（予算管理は事業者が責任をもって行うものとし、売り越しなど予算を超えて割引した分や証跡の無いものは交付対象外とする）

5. 対象地域は茨城県内の宿泊や旅行を目的とするものに限る。

6. 次の各号のいずれかに該当するものは支援事業の対象から除く。

(1) 国、茨城県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部または一部を負担して実施するもの（例：招待旅行、研修旅行など）や既に自治体からの助成等を受けて販売しているもの

(2) 旅行催行の実現性が低いと事務局が判断するもの及び県・事務局が不適当と認めるもの

### 1 事業概要について

	変更後	変更前
名称	体験王国いばらき割 (全国旅行支援)	いば旅あんしん割 (6/19～10/10 県民割、 10/10～6/30 全国旅行支援)
実施期間	2023年10月1日から 2023年12月27日(12/28チェックアウト分)まで ※予約開始は9月11日から ※予算が無くなり次第、終了	2021年6月19日から 2023年6月30日(7/1チェックアウト分)まで
対象事業者	・県内宿泊施設	・県内宿泊施設 ・旅行事業者(OTA含む)
対象旅行	・お宿へ直接申し込みまたはお宿が認めた申し込み方法	・個人型宿泊旅行 ・団体型宿泊又は日帰り旅行
割引率等	(変更なし) 対象：平日2,500円以上/休日1,250円以上 割引率：一律20% 割引上限額：3,000円 電子クーポン：平日2,000円/休日1,000円	

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、前項の表に定めるとおりとする。 ※支援額が基本料金を超えない範囲とする

備考)

- ・ 1旅行につき7泊までを支援金の上限とする。
- ・ 受付時または実施時(チェックイン時)に身分証等の提示を求め確認すること。
- ・ 宿泊に食事が付随する場合は、宿泊料に食事も含める。
- ・ 2泊以上の連泊商品における「割引前の宿泊代金」の適用については、当該割引前の販売額を宿泊数で除して、1人1泊当たりの割引前の宿泊代金を算出し、これを適用する。
- ・ 宿泊商品における「割引前の宿泊代金」の適用において、1人当たりの室料を定めずに1室当たりの室料のみが定められている場合は、当該室料を宿泊人数で除して、1人1泊当たりの割引前の宿泊代金を算出し、これを適用する。

(支援金の交付申請)

第4条 事業者が支援金の交付を受けるときは、以下の書類を知事に提出しなければならない。

2 交付申請書は次のとおりとする。

(1) 交付申請及び参加申込書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第2号)

※ (1)～(2)を各1部ずつ提出

3 交付申請及び参加申込書やその他書類の提出先は事務局とする。

体験王国いばらき割事務局

住所 〒310-0015 茨城県水戸市宮町2-4-33 小林ビル2階

電話 029-225-1016 FAX 029-231-7841

Mail: [ibaraki-shukuhaku@or.knt.co.jp](mailto:ibaraki-shukuhaku@or.knt.co.jp) 9時30分～17時 日・祝日休み

(配分割当額の通知)

第5条 事務局は、第4条第2項の規定による交付申請があったときは、当該申請書の内容が当該事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、配分割当金の通知を行う。ただし、予約販売状況報告を事務局に定期的に行うこと。報告の結果、事務局は配分割当を変更または予算の関係上割当しないことがある。事務局より配分割当された場合、その配分された予算範囲内で販売すること。事務局の了承を得ずに配分割当以上の販売を行っても、そのための補填は行わない。配分割当予算を超える見込みの場合は、必ず予算を超える前に事務局に相談し、追加配分の了承を得ること。事務局了承を得ない予算超過販売への補填は行わない。

(申請内容の変更)

第6条 配分割当額通知後に、事業者が支援目的に変更をもたらす事業の実施内容を変更しようとする場合は変更申請書(様式第3号)を事務局に提出し、承認を受けなければならない。(宿泊事業者のみ)

(感染拡大による事業停止の取扱い)

第7条 国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、分科会の提言において中止が妥当と判断された場合または茨城県が停止と判断した場合は、本事業は停止する。

(実績報告)

第8条 事業者は、事務局の指定する報告日までに販売実績報告書を事務局に提出すること。

2 販売実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 実績内訳シート（様式第6号）※表紙と内訳シート(複数枚)、すべてが必要
- (3) 実績が証明できる書類（実績が確認できるもの。例えば予約記録, 領収証, 宿泊台帳, 帳簿等コピー）

3 報告期日は次のとおりとし、報告方法は事務局に郵送または持参とする

宿泊期間	事業実施期間
実績報告期日	当月末日締め、翌月10日締切（郵送必着）

4 前2項に定める場合のほか、事業者は県又は事務局からの求めに応じ、事業の実績を示す書類及びその他知事が必要と認める書類を事務局に提出しなければならない。

（支援金の支払い）

第9条 事務局は、前条による交付申請があった場合、申請内容を確認の上、審査を行う。審査後、適正な実績報告と認めた期日から30日以内に指定の口座に支払う。なお、事前の概算払いは行わない。

（支援金の交付条件）

第10条 事業者は当事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 茨城県、および事務局は必要に応じて対象事業者から報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

3 事務局は、対象事業者がこの要領の規定に違反した場合、および不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この規定は支援金を交付した後でも適用する。

4 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消に係る部分に関し、その返還を命じるものとする。この命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

5 事業者は当事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

6 事業者は自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 事業者は、前号の(2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（不正利用の防止について）

第11条 事業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

（費用の負担）

第12条 本要領に基づく手続き及び対象事業の実施に関し、事業者が不利益を被る場合にあっても、事務局は一切の費用を負担しないものとする。  
(その他)

第13条 この要領に定めない事項が発生した場合、茨城県と事務局で協議のうえ、決定するものとする。

附則

この要項は令和5年10月1日から施行する。